

施策評価シート(平成23年度の振り返り、総括)

作成日 平成 24 年 5 月 24 日

| | | | | | | | |
|----|----|--------|-----|----|-------|-----|--|
| 施策 | 19 | 下水道の整備 | 主管課 | 名称 | 上下水道課 | 関係課 | |
| | | | | 課長 | 杉木 清一 | | |

| 施策の目的 | 対象 (誰、何を対象としているのか) | 対象指標 | 単位 | 20年度実績 | 21年度実績 | 22年度実績 | 23年度実績 | 24年度見込み | 把握方法 |
|---------------------------|---------------------------|-----------------------|------------|----------------|------------|--------------|--------|---------|---|
| | ①生活排水を適正に処理し、利根川源流の水質を守る。 | ①町民 ②事業所 | A 人口 | 人 | 22,924 | 22,618 | 22,194 | 21,727 | |
| B 事業所数 | | | 事業所 | 1,535 (H18) | 1,453 | → | → | | |
| C | | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | |
| 意図 (対象がどのような状態になるのか) | | 成果指標 (意図の達成度を表す指標) | 単位 | 20年度実績 | 21年度実績 | 22年度実績 | 23年度実績 | 24年度目標 | 設定の考え方と把握方法 |
| ①生活排水を適正に処理し、利根川源流の水質を守る。 | | A 污水処理人口普及率 | % | 67.8 | 69.3 | 69.7 | 72.3 | | A、B) 数値が高まれば、結果として町民が生活排水を適正に処理し、利根川源流の水質を守ることに繋がるため成果指標とした。 污水処理人口(下水道、農集排、合併浄化槽人口)/総人口 下水道処理区域内人口/総人口 ※污水処理人口普及率とは、合併浄化槽を含む污水処理施設処理人口の町人口に対する割合をいう。 ※下水道普及率とは、下水道処理区域内人口の町人口に対する割合をいう。 C) 数値が高まれば、町民が生活排水を適正に処理しているといえるため成果指標とした。 水洗化人口(下水道接続人口)/下水道処理区域内人口 ※水洗化率とは、処理区域内で下水道に接続されている(水洗化されている)人口割合をいう。 D) 数値が基準値より低ければ、利根川源流の水質が守られているといえるため成果指標とした。なお、基準地は利根川(月夜野橋)BOD=2mg/l以下、赤谷川(小袖橋)BOD=1mg/l以下。 |
| | B 下水道普及率 | % | 45.2 | 45.6 | 44.8 | 46.2 | | | |
| | C 水洗化率 | % | 87.1 | 86.6 | 84.3 | 83.9 | | | |
| | D 利根川・赤谷川の水質 | mg/l | 0.5 0.5 | 0.7 0.8 | 0.6 0.9 | <0.5 <0.5 | | | |
| | E | | | | | | | | |
| | F | | | | | | | | |

| | | |
|-------------|--|---|
| 住民と行政との役割分担 | 1. 住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと) | 2. 行政の役割 (町がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと) |
| | ①河川などの水質汚濁防止のため、公共下水道への接続、農業集落排水への加入や合併処理浄化槽の設置に努める。 ②合併浄化槽設置者は、決められた法定検査を受け合併浄化槽の維持管理に努める。 | 1) 町がやるべきこと ①下水道の普及率を高めるために啓発活動を実施する。 ②合併浄化槽に対する補助体制を充実し運用する。 ③老朽化した施設を計画的に更新する。 ④下水道経営の健全化に努める。(一般会計から基準外繰入金を抑制する) |

| 1. 施策の成果水準とその背景・要因 | | |
|---|--|--|
| <p>1) 現状の成果水準と時系列比較（現状の水準は？以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は？）</p> <p>① 汚水処理人口普及率は平成22年度69.7%から平成23年度72.3%に2.6ポイント増加した。人口密集地以外での面的整備が難しいなか、合併浄化槽の普及率が上昇しているためと考えられる。合併浄化槽の設置率は、平成20年度40.9%、平成21年度43.1%、平成22年度44.7%、平成23年度48.8%と年々上がっている。設置費用に対する補助金を交付しているためと考えられる。特に平成23年度は県単独のエコ補助金制度が創設されたことにより、補助申請件数も増加している。</p> <p>② 下水道普及率は町全体の人口比で考えるので、区域内人口の減少などにより数値が変動することがある。平成23年度の下水道普及率は46.2%と平成22年度より1.4ポイント増加した。その要因は面整備にともなって供用区域内人口が増加したためと考えられる。</p> <p>※下水道処理区域内では、下水道への接続が義務づけられている。</p> <p>③ 水洗化率は平成20年度87.1%、平成21年度86.6%、平成22年度84.3%と年々減少している。平成23年度も83.9%と平成22年度より0.4ポイント下がっている。この要因は、処理区域内人口の減少と考えられる。</p> <p>④ 水質の尺度であるBODは、放流基準が15mg/lのところ、平成23年度平均は1.2mg/lとなっており、水源の町として水質保全の責任を果たしている。</p> <p>⑤ 一般会計からの基準外繰入額は、平成20年度87,836千円、平成21年度79,368千円、平成22年度62,770千円と年々減少している。</p> | <p>2) 他団体との比較（近隣市町村、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は？）</p> <p>① 下水道普及率は平成22年度44.8%であり、群馬県全体の49.3%とよりも4.5ポイント低くなっている。群馬県内の市町村の中では12番目/35市町村であり、平成21年度と同じ位置である。近隣の市町村では、沼田市58.2%となっている。</p> <p>② 合併浄化槽設置については、群馬県内の設置数は平成22年度3,541基となっている。その内みなかみ町は平成22年度36基であり、平成23年度は53基となっている。</p> <p>③ 下水道処理施設から放流する水質(BOD)は、奥利根水質浄化センターの2.0mg/l(平成22年度事業年報(年間平均値)より出典)に対し、湯宿終末処理施設は1.0mg/lとなっており、非常に良好な状態である。この要因は、施設の運営が適切に行われている(ノウハウが蓄積されている)ため、下水道事業団等から研修視察が訪れるほどである。</p> <p>④ 水洗化率は、平成23年度83.9%であり、平成22年度84.3%から0.4ポイント低くなっている。近隣の市町村では、沼田市が92.1%(平成22年度末)となっている。</p> | <p>3) 住民の期待水準との比較（住民の期待よりも高い水準なのか 同程度なのか、低いのか、その他の特徴は？）</p> <p>① 都市計画区域の未接続住民からは、早く接続したい希望と、使用料の値上がりを懸念して、接続したくない希望との両方がある。</p> <p>町民アンケートによると、自由記述欄には早期の下水道整備を求める意見が寄せられている。また、この施策に対する満足度は、満足14.2%、やや満足25.5%、やや不満11.7%、不満11.0%となっている。</p> |
| 2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括 | | 3. 施策の課題認識と改革改善の方向 |
| <p>① 平成22年度に引き続き、受益者負担金の一括納付報奨金制度(15%割引)を推奨・啓発し、一括納付をする人の割合が増加したことで、滞納を未然に防ぐことができ平成23年度の収納率は100%である。平成23年度中のこの制度の利用率は、22軒中22軒で100%となった。</p> <p>② 公共下水道(月夜野(特環含む)・水上)区域内の管渠布設工事を実施し、整備面積が1.1ha広がった。これにより整備率も0.1ポイント上昇した。</p> <p>平成22年度68.2%(482.1ha/707.2ha)、平成23年度68.3%(483.2ha/707.2ha)</p> <p>③ 流域関連公共、特環公共下水道の維持管理事業は、処理施設の運転管理、ポンプ場・管路施設の適正な維持管理を実施したことにより、利根川の水質保全に寄与した。管路は、第2-1処理分区(上牧木ノ根地区)、第4-1処理分区(矢瀬公園西)、第5処理分区(後関反田地区)、川上、阿能川小分区等を整備した。</p> <p>④ 下水道施設の老朽化対策として水上中央幹線の管路更生工事を実施し、老朽化対策率(水上中央幹線に限る)を19.6%(128.2m/653.3m)とした。</p> | | <p>① 基準外繰入額と起債残高を意識した経営を進めることで、下水道事業特別会計の健全化を進める必要がある。</p> <p>② 合併後6年が経過し、適正な料金体系や水準を検討する時期に来ている。</p> <p>③ 供用開始以後30年間が経過し施設の老朽化が深刻であるため、既存施設の調査を進めると共に長寿命化計画を策定し計画的に更新を行う必要がある。また、計画を策定することで、国の財政的補助(補助率1/2)を活用することができる。</p> <p>④ 下水道施設の県移管については、総合的に検討していく必要がある。</p> <p>※現在、県(下水道総合事務所)が管理している流域幹線は、旧月夜野、水上町界から南(下流)である。</p> <p>⑤ 幹線圧送管が1本であるため、事故等が発生した場合でも圧送管路の切り替えができない。2条管(補助管)の設置を検討する必要がある。</p> |